

科目名	契約と社会のルール			
授業形態	講義	学年	1	
開講時期	2021年度 前期	単位数	2	
担当教員	富田 哲			
内容および計画	<p>テーマ：民法をめぐる最近の話題</p> <p>日本民法は1898年に施行されたので、今年で123年になります。これまで戦後の1947年に親族編・相続編の全面改訂がありました。財産法の分野では立法当初の規定が原則として維持されていました。ところが2017年5月に債権法を中心に大規模な改正が行われました。この改正の多くの規定は2020年4月1日に施行されました。2021年度の講義「契約と社会のルール」においては、この改正を取り入れつつ、最近の民法の分野で話題となっているテーマをとりあげます。</p>			
1	ガイダンス・なぜ裁判はあるのか—民事裁判と刑事裁判および裁判員裁判			
2	裁判員裁判のDVDを見る			
3	日本民法の120年—パンデクテン体系			
4	民法における権利の主体（人・法人）と権利の客体（物）			
5	民法における二つの異質な権利—物権と債権			
6	契約の重要性—契約の種類と基本原則			
7	契約の不履行と損害賠償—2017年改正でどのように変わったか			
8	民法における利息—2017年改正でどのように変わったか			
9	不法行為にもとづく損害賠償請求—原発訴訟を念頭におきつつ			
10	遺言—死に支度			
11	法定相続—誰が・どれだけ相続するか(相続人と相続分)			
12	成年後見制度—高齢化社会を迎えて			
13	家族の変容と家族法の改正問題—夫婦別姓は実現するか			
14	生殖補助医療—人工授精・体外受精・代理懐胎と自己の出自を知る権利			
15	映画に見る裁判			
教科書				
	タイトル	著者名	出版社	発行年
テキストは使用せず、プリントを配布する。 プリントは毎回配布する。欠席の場合には友人に頼んで受け取ること。				
参考書	授業の中で指示する。なお小さいものでよいかから2021年度の六法を用意することが望ましい。			
成績評価				
	評価方法			割合(%)
	試験（問題は事前に公表する）			80
	レポート			20
出席は点数化しない。レポートの課題は授業の中で指示し、定期試験の日に提出してもらう。				
学習到達目標	法的な知識は本を読むことで修得できますが、法的な思考方法を身につけることは難しいものです。この			

	授業では法的な諸問題に関心を持ってもらい、法的な思考方法を培うことを目標とします。
先修条件	なし。
実務経験	なし
その他	第15回の「映画に見る裁判」で何をとりあげるかは未定です。2019年度は、アメリカの陪審裁判を扱った「12人の怒れる男」を、昨年度は裁判員裁判に関するものを見ました。希望があればお知らせ下さい。